

移住・就業支援金の対象者について

下記、「1. 移住元に関する要件」、「2. 移住先に関する要件」、「3. 就業に関する要件」の3つの要件を満たす方が対象です。

※税の滞納がないこと等の「その他の要件」もございますので、詳細は要綱をご確認ください。

1. 移住元に関する要件

下記（1）、（2）、（3）にすべてに該当すること。

（1）移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。	☐
（2）移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと（東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）	☐
（3）東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 【※該当する方のみ】	☐

※東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

2. 移住先（藤枝市への移住）に関する要件

下記（1）、（2）、（3）のすべてに該当すること。

（1）平成31年4月1日以降に移住したこと。	☐
（2）支援金の申請時において移住後1年以内であること	☐
（3）藤枝市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること	☐

3. 就業に関する要件

下記（１）から（５）までの、どれかの場合に該当すること

（１）就業の場合（※転職など）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。 （ア） 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 （イ） 就業先が、静岡県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 （ウ） 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。 （エ） 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に就業していること。 （オ） 上記（イ）の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。 （カ） 当該中小企業等に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。 （キ） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	☐
---	--------------------------

（２）専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。 （ア） 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 （イ） 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において当該法人に就業していること。 （ウ） 当該就業先において、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。 （エ） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 （オ） 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	☐
---	--------------------------

（３）テレワークの場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 イ 移住先でのテレワーク勤務により原則、通勤しないこととし、かつ週２０時間以上テレワークを実施すること。 ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又は内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。	☐
---	--------------------------

(4) 関係人口の場合

転入時に 40 歳未満の者又は転入時に中学生以下の子どもがいる者で、転入後も市内又は近隣市町（静岡市、島田市、焼津市、牧之原市、吉田町、川根本町）に就業する者のうち、移住前に商店街活性化などの地域経済活性化に資する活動や、地域の課題解決プロジェクトなどの地域づくり等に継続的に参加したことがある者又は、移住前の 5 年間のうち、3 回以上本市へふるさと納税を実施した者（ただし、1 年間で複数回寄附した場合については 1 回とみなすものとする。）が次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ア 農林水産業に就業する者 イ 家業等へ就業する者 ウ 移住前に商店街活性化などの地域経済活性化に資する活動や、地域の課題解決プロジェクトなどの地域づくり等に継続的に参加しており、移住後も継続する意向がある者	☐
---	--------------------------

(5) 起業の場合

起業支援金（※地域創成企業支援金：静岡県産業振興財団）の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定日から 1 年以内であること。	☐
---	--------------------------